



男女共同参画社会をめざして

あなたも、わたしも、 自分らしく！！

君と僕 互いの力 生かし合う 共同参画パートナー
(男女共同参画社会づくり一歩最優秀賞)

豊かで活力のあるまちづくりを進めていくためには、男女が多様な生き方を認め合い、喜びも責任も分かち合いつつ、あらゆる場で能力を発揮し、活躍できる男女共同参画社会を実現することが必要です。

今月号では、市の取り組みや市民団体の活動、制度改正などを紹介します。

◎男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が保障され、それによって利益を受け、共に責任を担う社会です。

◎市の取り組み

平成8年に策定した登別市総合計画で『女性もともに参画する地域社会づくり』を掲げ、平成9年から市民の参画を得ながら、男女共同参画の啓発や計画策定に向けた取り組みを進めています。平成14年9月には『登別市男女共同参画基本計画（のぼりべつ・はあもにいプラン21）』を策定しました。

1. 男女の人権が尊重される社会の実現
2. 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現
3. 雇用などの分野における男女平等の実現
4. 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現の4つを基本目標としています。



ご存じですか？配偶者暴力防止法

配偶者からの暴力に係る通報や相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

平成20年1月に法改正があり、電話等禁止命令など保護命令制度が拡充されました。

詳しくは内閣府のホームページ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>へ



北斗市の男女共同参画プラン推進協議会が視察研修に訪れました

9月11日(木)、市役所に北斗市の男女共同参画プラン推進協議会が視察研修に訪れ、登別市における男女共同参画社会実現への活動状況について情報交換が行われました。



◀活発に行われた情報交換

民間シェルター（NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ）にご相談ください

民間シェルターは、夫や恋人の暴力から逃げ出してきた女性や子どもを一時的にかくまい、安全を確保し、再出発のための法的手続きサポートや、住居・仕事など生活に必要な条件を整える支援と精神的なサポート、DVのほか女性や子どもに関わる人権事務所としての相談業務を行っています。

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
シェルター利用者数	53人	70人	64人
うち登別市民 (うち同伴者の子ども)	13人 (6人)	8人 (4人)	14人 (8人)
シェルター延利用日数	675日	559日	569日
相談件数	2,714件	2,914件	3,610件
うちDV・離婚関係	1,240件	634件	2,219件

※相談件数には、電話による相談も含まれています。

虐待や暴力で悩んでいる方はご相談ください
NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ
月から金曜日までの10時～16時（緊急時・休日・夜間は携帯も可能です）

☎ 4 4 4 3
携帯090-1383-5049